

第 4 0 2 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 月 1 5 日開催

第402回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）1月15日（水） 午前11時から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰 I

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英 深川英穂
澤田唯二 岸田光代 一宮睦雄 藤田香織 田中愛美
（欠席委員）桑原千知 田代龍也 平岡政宏 藤木美才
（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣
（事務局）審議員 清田季義 主幹 堀田英一 主幹 中根基行 参事 徳留剛彦
技師 對馬康史

議 事

（1）議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止について（指示）

第3号議案

しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について（指示）

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第４０２回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当たり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、１５名中１１名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第５条第１項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第４０２回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を１部と「漁業関係法令集」という冊子を１部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

（議長のご挨拶）

皆様、明けましておめでとうございます。委員の皆様方には、昨年中からお世話になっております。今年もよろしくお願いします。また事務局においても、今年もよろしくお願いしたい。今後も委員会が円滑に進められるようご協力をお願いします。

それでは、ただ今から第４０２回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきまして、本日は前田委員と藤田委員にお願いします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第１号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。

資料１ページから２ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。

各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しており

ます。

まず、法令集の上から１枚目のスライドの２番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、囲い刺し網漁業の１種類です。

スライドは、３番に漁法を４番に操業区域や隻数を示しています。

囲い刺し網漁業では、スライド３番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド４番の参考図に青色で色付けしている火共第１号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は、１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料に記載のとおりとなっております。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に許可の申請期間についてです。スライド５番をご覧ください。申請期間は、令和７年１月２７日から令和７年２月１４日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、第１号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第１号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第２号議案「全長１５センチメートル以下のマダイの採捕禁止について（指示）」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局でございます。

座って説明させていただきます。

資料は３ページをお開きください。

令和６年１２月１９日付け熊本県漁業協同組合連合会代表理事会長から、マダイの資源保護に関する委員会指示について要望をいただいております。

要望の内容としましては、当県漁業者は、減少傾向にあるマダイの資

源保護を目的に全長１５センチメートル以下のマダイ稚魚を再放流するなど、資源管理型漁業に積極的に取り組んでいます。更なるマダイ資源保護を図るためには、県民による一層の理解と協力が不可欠であり、遊漁者を含めた資源保護の実践徹底が必要です。

このため、現在、出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第１９３号の継続をお願いする、というものでございます。

資料５ページに令和５年１月３１日に発出しました委員会指示第１９３号を添付しております。

マダイの資源状況につきましては、水産庁が実施する資源評価におきまして、資源は減少傾向であり、漁獲圧も高いと評価されていることから、事務局としましては、委員会指示を継続する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局から、第２号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に無いようですので、第２号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

委員会指示案を説明させていただきます。

資料６ページに委員会指示の案を付けております。

委員会指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。

令和７年（２０２５年）〇〇月〇〇日（公報登載日）

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

１ 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長１５センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

２ 指示の有効期間

令和7年（2025年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日までとする。

事務局からの説明は以上です。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に無いようですので、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、第3号議案「しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止について（指示）」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局でございます。座って説明させていただきます。

資料は、7ページをご覧ください。

天草漁業協同組合代表理事組合長から、しいらづけ周辺での釣り漁業の禁止について、現在の委員会指示を継続して欲しい旨の要望をいただいております。

まず、しいらづけしいら1そうまき網漁業についてどのような漁法であるのか説明いたします。

資料8ページをご覧ください。

最初につけと呼ばれる竹製の筏を天草海の漁場に設置します。

つけは太い孟宗竹をタテ・ヨコ3本ずつ組んだもので、石を袋に詰めたアンカーを用います。つけは1許可あたり85個まで設置できますが、実際は80個程度設置されるようです。

右上の操業状況図をご覧ください。

シイラは、流れ藻や流木のような漂流物の影に隠れようとする習性があります。当該漁法は、この習性を利用して、つけの近くに寄っているシイラの魚群をまき網で巻き取り漁獲します。

以上が漁具及び漁法の説明です。

次に、委員会指示の必要性について説明いたします。

しいらづけ漁業につきましては、以前その「つけ」の周辺でカンパチ稚魚の採捕を目的とした他県の漁船による釣り漁業の操業が問題となりまして、昭和62年から委員会指示が出ております。

委員会指示発出後は、つけに寄りついたシイラを逸散させられることはなくなったようですが、当該海域では、近年ルアー釣りでシイラを狙う遊漁の方が増えているため、漁業の現場から引き続き委員会指示の発出が求められています。

資料９ページをご覧ください。

令和５年１月３１日に発出しました委員会指示１９４号を添付しております。現在は、委員会指示の有効期間中ですが、今月末の１月３１日で有効期間が切れます。

このため、現場海域での操業トラブル防止の観点からも、現在の委員会指示と同様の内容で引き続き指示を行うのが妥当であると考えます。

事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局から、第３号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

これは、牛深のシイラの漁法です。

佐々木委員

前はカンパチの稚魚の釣りも多かったが、もう今はいない。レジャー船が来ている。

議長

今は、どうですか。

佐々木委員

レジャー船も少ない。来ても、つけが少なく見つけられない。

議長

しいらづけも、確か昔は大分いたが、何隻ぐらいいたか。

佐々木委員

昔は牛深に７隻、魚貫に４隻いた。

議長

今は２隻になっている。シイラ獲りも減少しているのが現状です。

議長

他にございませんか。よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

議長

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

委員会指示の案について御説明させていただきます。

資料７ページをご覧ください。

指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇〇号

しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年（2025年）〇〇月〇〇日（公報登載日）

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

6月1日から11月15日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

令和7年（2025年）2月1日から令和9年（2027年）1月31日までとする。

以上が委員会指示の案でございます。

事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

深川委員

教えてください。この遠見岳あたりから、その見通し線以南となっている理由があるのでしょうか。佐々木委員は、何かご存じですか。

佐々木委員

天共9号。漁業者が、魚貫町に以前いたため、崎津の方にはいかにようにした。資料の4ページに、地先の海図が出てるんですけど、そこで、牛深と魚貫の区域のところから西へ引いてあります。今はもう魚貫も1隻で、それが一番北側になる。あと牛深が1隻で、地元で2隻しかないので、ただ、その北側まで先に行かないようにしている。

深川委員

長崎と何か問題があるのか。

佐々木委員

それは、ない。

事務局

事務局の方から少し補足をさせていただきます。この境界については平成15年の指示から入っておりまして、今、佐々木委員からご説明がありましたように、牛深とか魚貫にも漁業者がおりまして、それらの操業区域までカバーするということで、協議した結果で、この線が引かれていると思います。平成15年からこれまで20年近く同じ表現で継続して指示を2年毎で更新しているということと、今回も改めて漁業者の方々に、この図と区域表現で説明して了解していただい

るということで、指示の内容は、これで問題はないと認識しています。

議長

先ほど私が言ったように、もう漁業者も2隻になっており、ある程度、漁場もカバーされたんじゃないかと認識している。
他にございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他に無いようですので、第3号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。
それでは、第3号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

事務局はありますか。

事務局

ございません。

議長

それでは、年明けで忙しい中、ありがとうございました。これで第402回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上